

日高港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成18年7月

日高港港湾管理者
和歌山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 9 年 9 月 和歌山県地方港湾審議会
- ・ 平成 9 年 11 月 港湾審議会第 164 回計画部会

の議を経た日高港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1. 土地利用計画（変更）	2

変更理由

- 1 塩屋地区において、地域の活性化を目指した新たな港湾空間を形成するため、土地利用計画を変更する。

1 土地利用計画（変更）

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の利用の具体化に伴い、土地利用計画を次のとおり計画する。

（単位：ha）

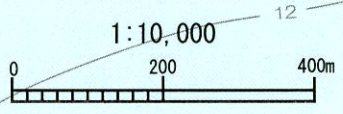
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
塩 屋	(16) 16	(7) 7	(1) 1	(27) 27	(5) 5	(11) 11	(66) 66

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

日高港港湾計画図



凡 例		
	航路・泊地	(既定計画)
		(既 設)
	外郭施設	(既定計画)
		(既 設)
	公共岸壁	(既定計画)
		(既 設)
	公共耐震強化岸壁	(既 設)
	公共物揚場	(既 設)
	公共船揚場	(既 設)
	専用岸壁	(既 設)
	ドルフィン	(既定計画)
		(既 設)
	埠頭用地	(既定計画)
		(既 設)
	緑地	(既定計画)
		(既 設)
	交通機能用地(臨港道路)	(既定計画)
		(既 設)
		(今回計画)
	その他の用地	(既定計画)
		(既 設)

